

②年金引継ぎのお知らせ(年金支給義務承継通知書)

- 国民年金基金の中途脱退者に対し、承継時に、年金の仕組み、手続き等を案内。この中で、住所等の変更があった場合の連絡を依頼。

料金後納郵便

重要

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 03-5411-0211

年金支給義務承継通知書

あなたが加入していた国民年金基金にかかる年金の支給義務を当連合会が承継いたしましたので通知いたします。

年 月 日 国民年金基金連合会

- 加入していた国民年金基金の名称
国民年金基金
- 加入期間(納付月数)
年 月 日～ 年 月 日(ヶ月)
- 当連合会が支払義務の引継ぎを受けた日
年 月 日
- 基礎年金番号
- 国民年金基金の加入員番号

〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

国民年金基金を途中で脱退された方へ

国民年金基金を途中で脱退された場合には、それまで国民年金基金に払い込まれた掛金やその利息(これを年金原資といいますが)を国民年金基金から国民年金基金連合会が引継いで管理することになっていきます。

「年金支給義務承継通知書」は、あなたが、国民年金基金を途中で脱退されたことに伴い、その年金原資と将来の年金等の支給義務を国民年金基金連合会が引継いだことを証明する書類ですので、年金手帳や国民年金基金の加入員証といっしょに大切に保管しておいていただくようお願いいたします。

なお、以下においては、あなたにぜひ知っていただきたいことをご説明してありますので、よくお読みいただくとともに、将来年金を受けるときのために保管しておいてください。

国民年金基金連合会とは

国民年金基金連合会は、全国の国民年金基金を途中で脱退された方に対し、将来の年金や遺族一時金をお支払いするために各国民年金基金の連合体として設立された公的な法人で、中途脱退された方に対する国民年金基金の年金の支給を一元的に行う、通算センターとしての機能をもっています。

途中で脱退された場合の取り扱い

国民年金基金を途中で脱退された場合の取り扱いをいくつか実例をあげてご説明します。

(1) A基金からB基金に加入を変更した場合
例えば、A県で国民年金基金に加入していた方が、B県に引継しB県の国民年金基金に加入した場合などです。A基金は中途脱退、B基金は新規加入の扱いとなります。B基金からは新たな加入員証が交付されます。途中で脱退したA基金に払い込まれた年金原資はA基金から国民年金基金連合会に移管され、その分の年金や遺族一時金は将来、国民年金基金連合会からお支払いすることになります。

(2) 2回以上加入基金が変わった場合
この場合も、基本的に(1)と同様の扱いとなります。

(3) 以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるとき
以前加入されていた国民年金基金に再び加入される場合は(1)、(2)の場合とやや異なる取扱いとなります。

すなわち、この場合、国民年金基金連合会が引継いで管理していたA国民年金基金分の年金原資は、A国民年金基金にお返しすることとなります。

したがって、将来の年金は、以前の加入分と併せてA国民年金基金から支払われることとなります。

なお、この場合のように以前加入されていた国民年金基金に再び加入される場合は、その国民年金基金から交付されている加入員証の写しを加入申請書に添付して提出してください。

年金を受けることができる年齢に達したときなど

国民年金基金連合会で年金原資をお預かりしている方が年金を受けることができる年齢(次の表をご覧ください)になりましたら、当連合会より年金裁定請求書を送付させていただきますので、住所、氏名の変更があるときは、当連合会にご連絡ください。

また、ご不幸にもお亡くなりになられたときには、ご遺族の方から当連合会にご連絡ください。必要な届出用紙をお送りします。

年金を受けることができる年齢

加入されていた年金の種類等	年金を受けることができる年齢
A型の年金	65歳
B型の年金	65歳
C型の年金	65歳
I型の年金	65歳
II型の年金	65歳
III型の年金	60歳
国民年金本体の老齢基礎年金を65歳前に繰り上げて受給したとき	A型、B型、C型、I型及びII型に加入されている方でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したときから国民年金基金の年金の一部が支給されます。

ご不明な点等がありましたら、国民年金基金連合会(〒160-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル 電話03-5411-0211)又は、加入されていた国民年金基金までご連絡ください。

③60歳到達時の案内

- 中途脱退者が60歳に到達した際、掛金納付実績、受取予定年金額、裁定請求手続き等を案内。

納付状況及び受取年金額に関するご案内		納付状況	
加入員番号	1300-00000005	加入月数	168ヶ月
加入員の氏名	年金 太郎	納付月数	168ヶ月
加入員の生年月日	昭和22年10月10日	未納月数	0ヶ月
これまでの納付状況、及び納付状況に基づいた受取予定年金額をご通知します。		受取予定年金額（年額）	
年金を受け取られる年齢に到達された時点であらためて、年金請求手続きのご案内を送付いたします。		65歳から 240,000円	
145-0066			
東京都港区六本木1-1-1			
		平成19年10月25日	
年金 太郎 様		国民年金基金連合会	

④年金裁定請求書の送付

- 中途脱退者が65歳に到達した際、裁定請求書を送付。

注)一部中途脱退者については、60歳到達時に送付。

- この他に随時、電話等の連絡を受けて、受給資格のある方に裁定請求書を送付。

国民年金基金年金裁定請求書(記入例)

届書コード		5101 新規		5111 再		平成19年4月1日提出	
① 加入員番号		② 氏名		③ 性別		④ 生年月日	
1300999999999		フリガナ キン 基金 太郎		♂ 男		昭和51年7月4日	
⑤ 郵便番号		市区町村コード		⑥ 住所		⑦ 連絡先電話番号	
1600032		フリガナ		東京 港区 港		03 5411 0211	
⑧ 年金の払渡を受ける支払機関		⑨ 通帳記号		⑩ 通帳番号		⑪ 金融機関又は郵便局の証明	
六本木 信連 信組 信連 通協		六本木の		六本木銀行 麻布支店		六本木銀行 麻布支店	
⑫ 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給していますか		1 全部繰上げて受給中		2 一部繰上げて受給中		⑬ 3 受給していない	
⑭ 国民年金の老齢基礎年金が停止されていますか		1 はい		⑮ 2 いいえ			
年金加入期間		厚生年金 月		共済組合 月		特定警察職員等 月	
老齢基礎年金の受給権発生年月		平成		年		月	

(この請求書に添える書類等)

- あなたの生年月日についての戸籍の抄本または市区町村の証明書を添付してください。
- 加入員証(添えることができないときはその理由書)を添付してください。
- 老齢基礎年金を繰上げ受給している方は、その年金証書(裁定通知書)の写しまたは支給額変更通知書の写しを添付してください。
- 共済年金に20歳以前より加入されていた方は年金加入期間確認通知書の写しも添付してください。

記入上の注意

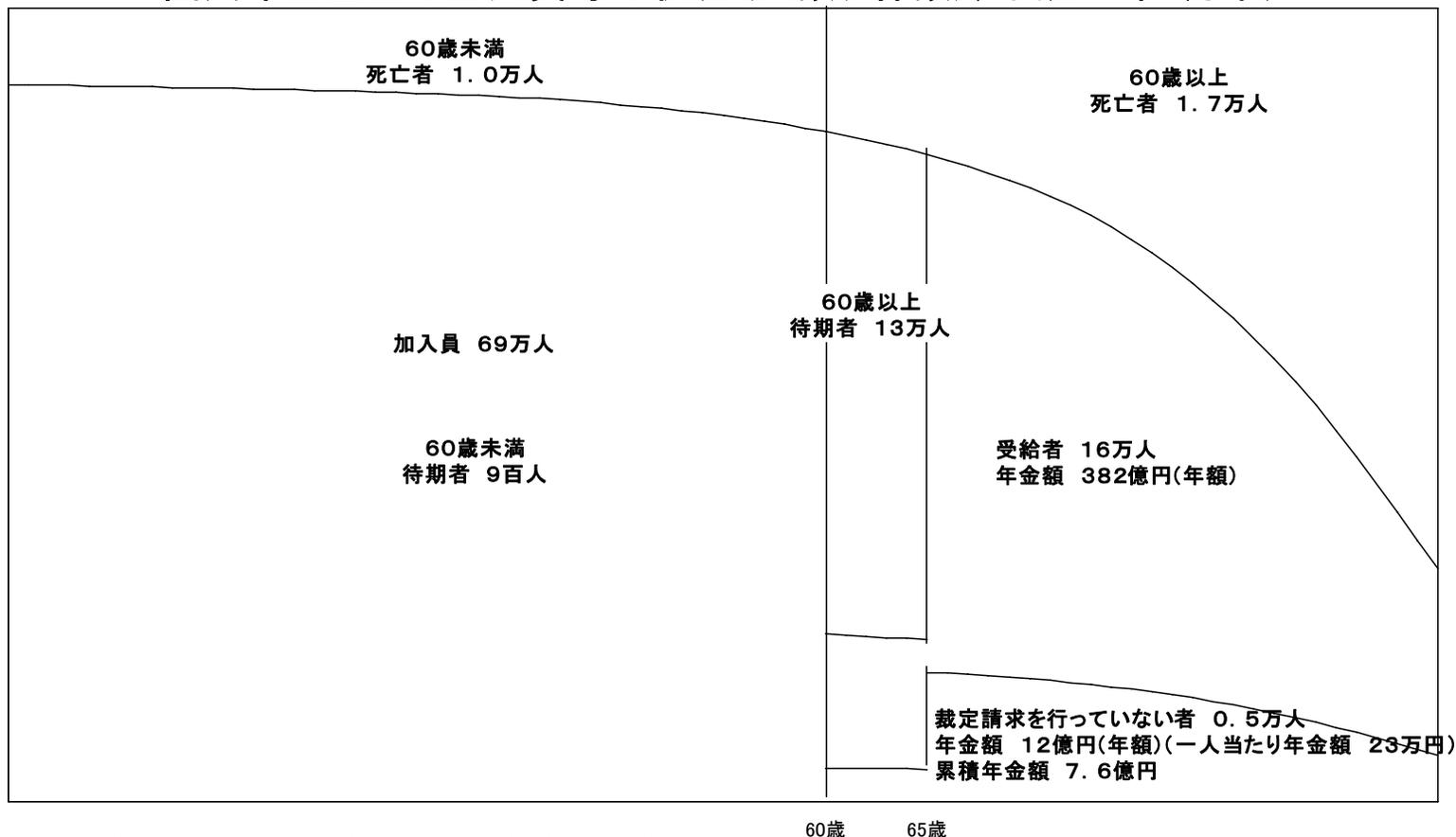
- ①~⑭欄を記入してください。網掛け欄は記入しないでください。
- ②欄の押印は請求者が自ら署名する場合には必要ありません。
- ⑪欄の金融機関の証明は必ず付けてください。



3 加入員等の状況

(1) 国民年金基金

国民年金基金の加入員等の状況（人数(=件数)、平成19年3月末）



注1: 死亡者数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注2: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注3: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約8月である。

裁定請求を行っていない方の状況

(平成18年度末に受給年齢に達している方)

①平成18年度末の状況

	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
未請求分	5,318	1,215 百万円	23 万円	763 百万円

年金額：年度末時点における各個人の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計した額

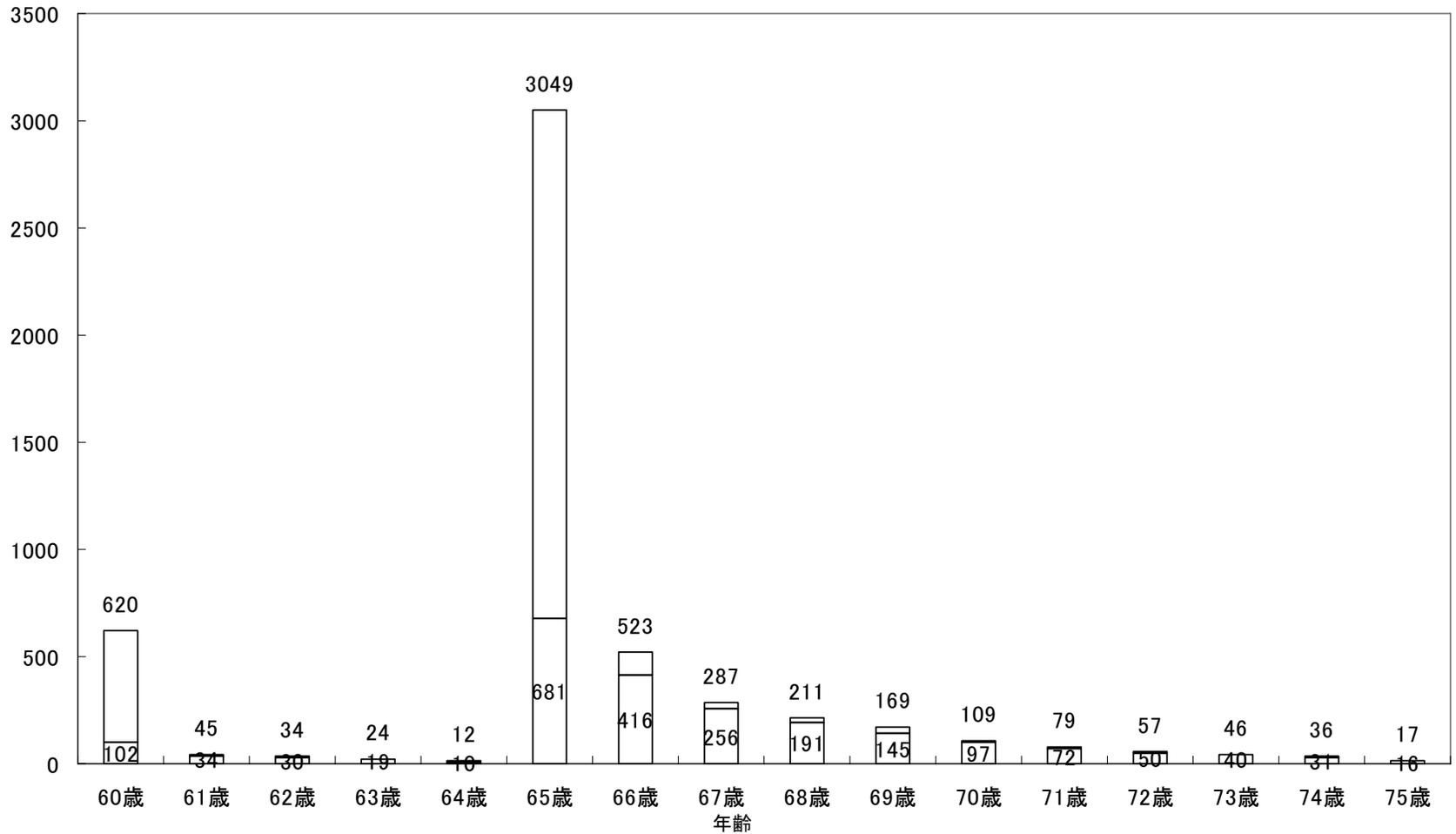
累積年金額：支給開始年齢到達後の各月について支払われるべき年金月額(=年金額/12)のうち支払われていないものを合計した額

②平成19年4月から9月末までの裁定状況

・①の人数には、受給年齢到達直後の方が多数含まれており、平成19年4月から9月末までの裁定状況は以下のとおり。

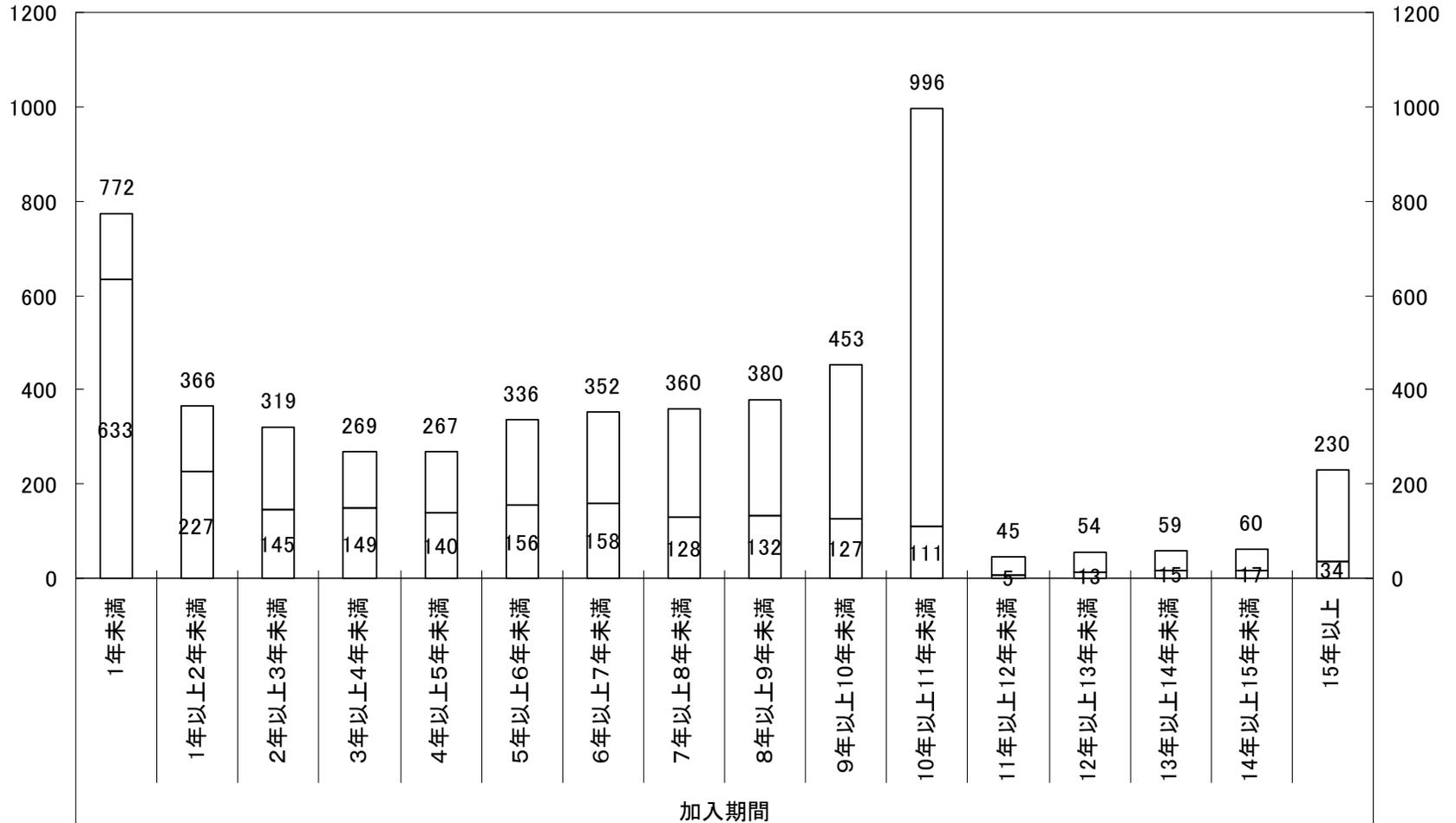
	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
4月以降の裁定分	3,128	898 百万円	29 万円	210 百万円
未請求分(平成19年9月末現在)	2,190	317 百万円	14 万円	553 百万円

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：年齢別人数(=件数)



注：各年齢について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：加入期間別人数(=件数)



注：各加入期間について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。なお、3月末時点で「10年以上11年未満」が多いのは、基金設立時(平成3年度)に加入した方が多く、これらの方が、60歳で資格喪失するまで約10年の加入員期間(平成3年～平成13年)を経て、平成18年度に65歳に到達したことによる。